

第2次天城町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託に係る
公募型プロポーザル方式実施要領

1 趣旨

第2次天城町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務について業務委託をするにあたり、高度な技術や知識、業務経験等を必要とすることから、その事業者を公募型プロポーザル方式と見積入札の評価により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 委託業務名
第2次天城町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託
- (2) 委託業務の内容
別添「第2次天城町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約方法
公募型プロポーザル方式による随意契約
（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
- (3) 履行期間
契約確定の日から令和2年3月18日（水）まで
- (4) 提案上限額
8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

- (1) 平成31年度天城町物品見積入札参加資格申請者名簿に登録があり、次の要件を満たすこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
 - ② 天城町物品購入等入札参加資格審査要綱（平成28年4月22日要綱第14号）第7条の規定により入札参加資格の取り消しを受けていない者であること。
- (2) 国または地方公共団体の総合戦略や総合計画等の策定支援業務を受託し、履行した実績があるとともに、天城町との事務調整及び打合せ等を迅速かつ適切に実施する体制を構築できること。
- (3) 仕様書に定める業務を実施することができること。
- (4) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

4 実施スケジュール等

(1) 実施スケジュール

No.	内 容	期 間	備 考
1	募集開始	令和元年 5 月 24 日（金）	町ホームページ
2	質問書の提出期限	令和元年 5 月 29 日（水）	電子メールにて
3	質問に対する回答	令和元年 5 月 31 日（金）	電子メールにて （随時）
4	参加申込の受付期限	令和元年 6 月 7 日（金）	持参又は郵送
5	企画提案書等の提出期限	令和元年 6 月 12 日（水）	持参又は郵送
6	審査（書類審査のみ）	令和元年 6 月 14 日（金）	※予定
7	審査結果通知	令和元年 6 月 14 日（金）	※予定
8	委託契約締結	令和元年 6 月下旬頃	※予定

(2) 資料取得方法

天城町ホームページよりダウンロードすること。

【天城町ホームページURL：<https://www.town.amagi.lg.jp>】

5 質問の提出及び回答

プロポーザルに関する説明会等は開催しない。質問等がある場合は、以下により行うものとする。

(1) 提出方法

質問書（様式 2）により電子メールで提出することとし、送信後は電話にて受信確認すること。

(2) 質問への回答

電子メールにより随時回答するものとする。

(3) 提出先

メールアドレス：kikaku04@yui-amagi.com

6 参加申込

プロポーザルに参加希望するものは、参加申込期限までに以下の書類を持参又は郵送すること。

(1) プロポーザル参加申込書（様式 1）

(2) 会社概要書（様式 3） ※任意様式可

(3) 業務実績書（様式 4） ※任意様式可

【提出期限：令和元年 6 月 7 日（金）】

7 企画提案書等の提出

「仕様書」等の内容を踏まえ、以下のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書届出書（様式5）
- ② 企画提案書 ※任意様式
- ③ 業務実績書（様式4）※任意様式可
- ④ 業務実施体制表（様式6）※任意様式可
- ⑤ 業務工程表 ※任意様式
- ⑥ 見積書（内訳表） ※任意様式

(2) 提出部数

15部（原本1部及び写し14部）

(3) 提出期限

令和元年6月12日（水）午後5時15分まで

(4) 提出場所

天城町役場 企画課

(5) 提出方法

持参又は郵送による。

(6) 注意事項

【企画提案書関連】

- ① 用紙の大きさはA4版とする。
- ② 参考資料として業務経歴の詳細を示すリーフレット等の提出は認める。
- ③ プロポーザルの提出に要する費用は、全額提出者の負担とする。
- ④ 提出書類に虚偽の記載をした場合、当該プロポーザルを無効とし、以後書類の提出は受け付けない。
- ⑤ 提出された書類の内容について電話等で問合せをする場合がある。
- ⑥ 提出されたプロポーザルが不採用となった場合は原本のみ返却する。
- ⑦ 提出書類は提出期限後の差替え、変更、再提出及び追加を認めない。
- ⑧ 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることがある。

【見積書】

- ① 用紙の大きさはA4版とする。
- ② 見積書の様式は任意様式とする。（消費税及び地方消費税含む）
※消費税及び地方消費税の税率は8%として算出する。なお、受託期間中に税率の変更があった場合は、変更した税率で変更契約する。
- ③ 提案上限額を超えないこと。
- ④ 見積書の内訳書を添付すること。
- ⑤ 提出された見積書の返却はしない。

8 選定方法及び選定基準

(1) 選定基準

① 審査委員会の設置

選定は、「天城町人口ビジョン及び天城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定支援等業務に係るプロポーザル審査委員として天城町指名業者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）において実施する。

② 審査方法

推薦委員会の推薦委員（以下「委員」という。）は、企画提案書等の内容を踏まえ、(2)の審査項目及び配点に基づき審査を実施し、最も適した事業者を1事業者選定する。

審査は書類審査のみとし、プレゼンテーションやヒアリングは実施しない。書類審査は、令和元年6月14日（金）の実施を予定。

なお、書類審査を実施した場合の評価については、次の(2)審査項目及び配点によるものとする。

(2) 評価項目及び配点

評価項目	配点
1 業務実績に関すること 【評価の視点】 ○事業者の業務実績が十分であり、配置予定の従事者についても十分な業務実績及び業務遂行能力を有している。 ○業務工程が適切であるとともに、実施体制が整っている。	30点
2 企画提案書に関すること 【評価の視点】 ○内容がわかりやすく構成されている。 ○天城町における人口の現状、施策、地域特性等を十分把握している。 ○提案内容に説得力があり、具体的で実現性がある。 ○提案について、他者と比べて特筆すべき評価項目がある。 ○平易な表現を使用し、図表、写真、カラー等を駆使して、工夫が見られる。	50点
3 見積額に関すること	20点
合計	100点

(3) 評価基準

- ① 委員は、企画提案書等により、上記(2)の評価項目に対して点数を付与する。
- ② 委員は、各自で評価項目に対して評価点を付す。全ての評価項目に付された評価点を合計して各委員の合計評価点とする。
- ③ 見積書の価格点の算出方法は下記のとおりとする。算出結果に端数が生じるときは、小数点以下第2位を四捨五入した数値を点数とする。なお、見積額が契約上限額を超過する場合は、評価及び審査の対象としない。

【20点×(最低見積額/自社の見積額)】

- ④ ①から③により、委員の合計評価点の合計点が最も高い提案を採用する。最高得点の提案が二以上ある場合は、委員の評価順位において最も上位とした委員が多いものを採用する。これでもなお同評価となった場合は、見積額に係る点数の高い事業者の提案を採用する。

(4) 審査結果

審査の結果、最も高い得点を得た事業者を契約交渉順位第1位とし、審査結果通知書により通知する。なお、契約交渉順位第1位の事業者が辞退した場合は、第2位の事業者が繰り上がり、契約交渉の権利を有する。

(5) 審査結果の公表

- ① 審査結果は、令和元年6月14日(金)に郵送にて送付する。
- ② 審査結果についての異議申し立ては、一切受付けない。

9 契約の締結

- (1) 町は、選定結果通知後、選定者から提出された提案書の内容について協議し、随意契約により契約を締結する。ただし、選定者が契約締結時までに前記3の参加資格要件を満たしていないと判断した場合や、辞退その他の理由から契約締結が不可能となった場合には、次点の者と契約締結の交渉を行うものとする。
- (2) 企画提案書等に記載された項目は、原則契約する際の仕様とし、よりよい内容とするために必要な場合においては、協議の上、内容を変更することがある。

10 支払条件

検査完了後一括払いとする。

1 1 連絡先

〒891-7692 鹿児島県大島郡天城町平土野2691-1

天城町企画課（担当者：福田）

TEL：0997-85-5171（直通）

0997-85-3111（代表） 内線221

FAX：0997-85-3110

メール：kikaku04@yui-amagi.com